

おくやみハンドブック

～ご遺族のためのしおり～

ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族さまの大きな負担となっております。

このおくやみハンドブックが、皆さまのお手続きの一助となれば幸いです。

手続きで必要となる持ちものを
必ずご確認ください（1、2ページ）

市役所内のさまざまな手続きを総合的にご案内する「おくやみコーナー」をご利用いただけます。

ご利用にはご予約が必要です。

ご予約は電話または直接来庁のみの受付となります。

☎0479-73-0086 ※市民課直通
（予約受付は、平日8時30分～午後5時）

【予約時間帯】 午前：9時、10時30分
午後：1時30分、3時

【場所】 市役所 1階 市民課内

※ご予約は相談日の閉庁日を除く3日前までをお願いします。

※ご予約いただいた方を優先してご案内しております。

ご予約の状況によっては、ご案内できないことがありますので、ご了承ください。

※「おくやみコーナー」ですべての手続きが完結しない場合もあります。

※野栄総合支所でも、一部を除き「おくやみコーナー」で行っている手続きを行えます。（支所については、予約不要です。）

手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

おくやみコーナー 持ちものチェックリスト

この持ちものチェックリストは「亡くなられた方のもの」と「来庁される方(ご遺族、ご親族など)のもの」に分かれています。該当するものをお持ちください。
 もし見つからないものがあったとしても手続は出来ますのでご安心ください。ただし、来庁時に手続きが完了しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

チェック	お持ちいただくもの(お手元にあるものをお持ちください)
亡く なら れた 方 の も の	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(写真付き・プラスチック製)又は通知カード(緑色・紙製)
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(水色・プラスチック製)
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は国民健康保険加入者全員の被保険者証をお持ちください。
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(国民健康保険・後期高齢者医療)
	<input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(国民健康保険・後期高齢者医療)
	<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受領証(国民健康保険・後期高齢者医療)
	<input type="checkbox"/> 年金証書(国民年金)
	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
	<input type="checkbox"/> 通所受給者証(障害児)
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(返還する前に念のためコピーを取っておいてください。)
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院)
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成受給券
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> 犬鑑札	

チェック	お持ちいただくもの(お手元にあるものをお持ちください)
来庁される方(ご遺族、ご親族など)のもの	<input type="checkbox"/> 認印(喪主、相続人代表(※欄外参照))
	<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳(喪主) ※亡くなられた方が国民健康保険(後期高齢者医療)に加入していた場合は、喪主の預貯金通帳と喪主であることが確認できる書類(葬儀の領収書、会葬礼状等)をお持ちください。
	<input type="checkbox"/> 委任状(手続きを代理で行う場合) ※死亡に伴う手続きは、法令等で手続きできる親族の範囲が異なるため、場合によっては委任状が必要となります(年金の手続きを代理の方が行う場合は年金専用の委任状が必要です。)
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(水色・プラスチック製) (市役所以外の手続きで【印鑑登録証明書】が必要な場合に必要です)
<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者が亡くなられた場合は、事前に福祉課(0479-73-0096)までお問合せください。	

チェック	お持ちいただくもの(お手元にあるものをお持ちください)
<input type="checkbox"/>	おくやみハンドブック

【相続人代表】

相続人代表とは、各種手続きの通知先等として法定相続人を代表していただくものです。所有権や相続割合を決めるものではありません。

市役所（おくやみコーナー）で行える手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日からの手続期限	対象者 (亡くなられた方)	手続に必要なもの等	担当課
保険・年金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険証の変更又は返却	—	国民健康保険加入者	○国民健康被保険者証 ○窓口に来られる方の本人確認書類及び印鑑	○本庁1階 市民課 ☎0479-73-0086 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の葬祭費の申請	葬儀を行った翌日から2年以内		○喪主の印鑑 ○喪主の振込口座 ○会葬礼状又は葬儀の領収書	
	<input type="checkbox"/>	資格喪失届及び後期高齢者医療被保険証の返却	—	後期高齢者医療被保険者	○後期高齢者医療被保険者証 ○窓口に来られる方の本人確認書類及び印鑑	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の葬祭費の申請	葬儀を行った翌日から2年以内		○喪主の印鑑 ○喪主の振込口座 ○会葬礼状又は葬儀の領収書	
	<input type="checkbox"/>	国民年金被保険者の死亡届及び給付請求	手続きの種類によって異なります	国民年金加入者	手続きの種類によって異なりますので、詳しくは右記の担当課にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/>	国民年金受給者の死亡届及び未支給請求	5年以内	国民年金のみの受給者	※請求者の住民登録地での手続きとなります。	
税金	<input type="checkbox"/>	市県民税納税通知書等の送付先設定 [本庁でのみ実施]	すみやかに	市県民税が課税されている方	—	○本庁1階 税務課 ☎0479-73-0087 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税納税通知書等の送付先設定 [本庁でのみ実施]	すみやかに	国民健康保険税が課税されている方	—	
	<input type="checkbox"/>	固定資産税の相続人代表者指定届の案内について [本庁でのみ実施]	指定の期間内	固定資産（土地・家屋）の所有者等	—	
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋名義変更届の案内について [本庁でのみ実施]	—	未登記家屋をお持ちの方	○相続関係書類等 ※ケースにより必要なもの・手続が異なります。事前にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイク・小型特殊自動車（トラクター等）、ミニカーの名義変更や廃車 ※普通車、125cc超のバイク及び軽自動車は、市役所以外の主な手続きをご覧ください。	30日以内	所有者	○窓口に来られる方の本人確認書類（個人番号カード・運転免許証等） ○ナンバープレート ○標識交付証明書（お手元がない場合はご相談ください。）	
<input type="checkbox"/>	口座振替登録口座の変更又は廃止の案内について	すみやかに	市税等の口座振替を利用していた方	○新たに申込される方の預貯金通帳 ○納税義務者の印 ○通帳の届出印 ※市役所では、ご案内のみとなります。手続きについては、取り扱い金融機関へ直接お申し出ください。		
高齢者関係	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返却	—	○65歳以上の方 ○40歳から64歳までで介護認定を受けていた方	○介護保険被保険者証 ※紛失等の場合は不要	○本庁1階 高齢者支援課 ☎0479-73-0033 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	<input type="checkbox"/>	各種認定証等の返却 ・負担割合証 ・負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	—	左記の交付を受けていた方	○交付を受けていた認定証等 ※紛失等の場合は不要	
	<input type="checkbox"/>	介護保険通知文書宛名変更の申請	—	介護保険被保険者	○申請者（家族）の印鑑	
	<input type="checkbox"/>	介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給申請	—	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給対象者	○相続人代表者の振込先口座の通帳 ○相続人代表者の印鑑	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の返却	—	左記の貸与を受けていた方	—	

市役所（おくやみコーナー）で行える手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日から の手続期限	対象者 (亡くなら れた方)	手続に必要なもの等	担当課
福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者・精神障害者 保健福祉・療育手帳返還 届	—	身体障害者手 帳、療育手帳、 精神障害者保健 福祉手帳を所持 していた方	○印鑑 ○お持ちの手帳 ○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等）	○本庁1階 福祉課 ☎0479-73-0096 ○野米総合支所 ☎0479-67-3111
	<input type="checkbox"/>	福祉手当（特別障害者手 当・障害児福祉手当）死 亡届	14日以内	特別障害者手 当、障害児福祉 手当を受給され ていた方	○印鑑 ○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等） ※そのほか未支給分がある場合 は、別途書類が必要となります ので、事前にお問い合わせくだ さい。	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受 給資格喪失届	—	重度心身障害者 医療費受給者証 を所持していた 方	○印鑑 ○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等） ※現在支給申請中又は申請予定 があれば、別途書類が必要とな りますので、事前にお問い合わせ ください。	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療	—	自立支援医療 (精神通院医 療)を受給され ていた方	○お持ちの受給者証	
	<input type="checkbox"/>	難病療養者給付金受給資 格等喪失届	亡くなった年 の年度内 (3月に亡く なった場合は 次年度の9月 まで)	匝瑳市難病療養 者給付金を受給 されていた方	○印鑑 (前回報告より後に医療機関を利用 していた場合、以下も) ○医療費受給者証等の写し ○相続人の本人確認書類（運転免 許証・個人番号カード等） ○相続人の振込先口座の通帳	
子ども関係	<input type="checkbox"/>	児童手当未支給の請求 新受給者による請求 等	亡くなった月 内又は亡く なった翌日か ら15日以内	受給者	○請求者名義の預金通帳 ○請求者の健康保険証の写し ○児童名義の通帳 ○本人確認書類（①個人番号 カード ②免許証等の身分確認 書類及び通知カード等の番号確 認書類）	○健康管理課 (保健センター内) ☎0479-73-1200
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 ひとり親医療変更届 特別児童扶養手当変更届 等	亡くなった月 内		事前に右記の担当課にお問い合わせ ください。	
	<input type="checkbox"/>	世帯状況変更届	亡くなった月 内	保護者（認可保 育所等へ子ども が入所している 方）	—	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格喪 失届	14日以内	高校3年生まで の生徒等	○印鑑 ○子ども医療費受給資格者証 ○領収書（県外で医療機関を受 診された時）	
	<input type="checkbox"/>	学齢児童生徒異動届（保 護者変更）	—	小・中学生の保 護者	—	
	<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ受託 料・放課後子ども教室負 担金口座振替登録口座の 変更の案内について	—	小学生の保護者	○新たに申込される方の預貯金 通帳 ○保護者の印 ○通帳の届出印 ※市役所では、ご案内のみとな ります。手続きについては、取 り扱い金融機関へ直接お申し出 ください。	○学校教育課（市民ふ れあいセンター内） ☎0479-73-0094
<input type="checkbox"/>	放課後児童健全育成事業 児童異動届 (保護者変更)	—	小学生の保護者	—	○学校教育課（市民ふ れあいセンター内） ☎0479-73-0094	

市役所（おくやみコーナー）で行える手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日から の手続期限	対象者 (亡くなら れた方)	手続に必要なもの等	担当課
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅退去届	明渡日の5日 前までに提出 が必要		○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等）	○本庁3階 都市整備課 ☎0479-73-0091
	<input type="checkbox"/>	市営住宅承継入居承認申 請書 ※入居継続をしない場合は 不要	承継の理由と なる事実の発 生後30日以 内に提出が必 要	市営住宅名義人	○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等） ○死亡を証明するもの ○名義人との親族関係を明らか にする戸籍謄本等	
	<input type="checkbox"/>	同居者転出（異動）届	すみやかに	市営住宅同居者	○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等）	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅駐車場明渡届 ※つばき団地駐車場を使用 していた場合に限る。	明渡日の5日 前までに提出 が必要	市営住宅駐車場の 使用許可を受 けた入居者等	○窓口に来られる方の本人確認 書類（運転免許証・個人番号 カード等）	
その他	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主（所有者）の 変更	すみやかに	犬を飼っている 方	—	○本庁1階 環境生活課 ☎0479-73-0088 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	<input type="checkbox"/>	広報紙郵送に係る変更・ 取り止め	—	広報紙を郵送し ている人	—	○本庁2階 秘書課 ☎0479-73-0080
	<input type="checkbox"/>	防災行政無線（同報系） 戸別受信機変更事項届出 書 ※空き家となる場合は返納 届出書	—	世帯主	空き家となる場合は戸別受信機 本体と返納届出書を持参	○本庁2階 総務課 ☎0479-73-0084 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111

市役所（各担当課）で行う手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日から の手続期限	対象者 (亡くなら れた方)	手続に必要なもの等	担当課
農林	<input type="checkbox"/>	農地の相続をした場合の届出書	農地の相続登記終了後	農地の所有者	—	○本庁3階 農業委員会事務局 ☎0479-73-0090
	<input type="checkbox"/>	森林の相続をした場合の届出書 (森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書)	新たに所有者となった日から90日以内	森林の所有者	○当該土地の位置を示す地図 ○届出の原因を証明する書類 (登記事項証明書、相続分割協議の目録、登記済証等の写し)	○本庁3階 農林水産課 ☎0479-73-0089
農業者年金	<input type="checkbox"/>	農業者年金死亡関係届出書	すみやかに	農業者年金年金受給者・農業者年金被保険者	○死亡日の確認できる戸籍謄本等 ○農業者年金証書又は農業者年金被保険者証 (農業者年金証書紛失の場合は、紛失届が必要) ※そのほか未支給分等がある場合は、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	○本庁3階 農業委員会事務局 ☎0479-73-0090
その他	<input type="checkbox"/>	市有財産賃貸借契約上の賃借人たる地位を相続した旨の届出	遅滞なく	市有財産賃貸借契約の賃借人	○担当課にお問い合わせください。	○本庁2階 財政課 ☎0479-73-0085

市役所以外の主な手続き

分類	チェック	手続・項目	必要な手続きの内容	問い合わせ先
市役所以外の主な手続き		次に掲げるものを契約していた。		
	<input type="checkbox"/>	水道 電気 ガス 固定電話・携帯電話 新聞・雑誌の購読 NHK受信料 インターネット クレジットカード	解約、名義変更など	それぞれの契約先
	<input type="checkbox"/>	運転免許証を持っていた。	運転免許証の返納	匝瑳警察署 ☎0479-72-0110
	<input type="checkbox"/>	車を所有していた。	廃車、名義変更など	<軽自動車以外> (普通車・125cc超のバイク) 関東運輸局 千葉運輸支局 ☎050-5540-2022 <軽自動車> 軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎050-3816-3114
	<input type="checkbox"/>	金融機関に預貯金や借入金があった。又は株式等を所有していた。	<input type="checkbox"/> 座解約など	各金融機関、各証券会社など
	<input type="checkbox"/>	生命保険、損害保険等に参加していた。	死亡保険金や入院保険金の請求など	各保険会社
	<input type="checkbox"/>	不動産（土地、家屋等）を所有していた。	土地、家屋等の相続登記	千葉地方法務局匝瑳支局 ☎0479-72-0334 ※「法定相続情報証明制度」「相続登記の義務化」などについてのお問合せはこちらへ
	<input type="checkbox"/>	パスポートを持っていた。	パスポートの返還	匝瑳市市民課 ☎0479-73-0086 千葉県旅券事務所 ☎043-238-5711 ※必要書類がありますので来庁前にお問合せください。
	<input type="checkbox"/>	在留カード、特別永住者証明書を持っていた。	在留カード、特別永住者証明書の返還	東京出入国在留管理局 ☎03-5796-7111 東京出入国在留管理局 千葉出張所 ☎043-242-6597
<input type="checkbox"/>	遺言書があった。	遺言書の検認など	遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所 〔千葉家庭裁判所八日市場支部〕 ☎0479-72-1371	
<input type="checkbox"/>	国税を納付していた。	国税に関する手続き	銚子税務署 ☎0479-22-1571	

委任状

匝瑳市長 あて

代理人 住所 _____

(頼まれた人) 氏名 _____

私は上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

○委任事項（委任する事項に✓を付してください）

- 《 _____ 》の死亡に関するおくやみコーナーでの手続き
- 《 _____ 》の戸籍（除籍）、改製原戸籍、住民票（除票）の交付申請
- _____
- _____

この委任状を書いた日 令和_____年_____月_____日

委任者 住所 _____

(頼んだ人) 氏名 _____ * 自署または記名押印

連絡先 _____

戸籍証明書、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。

この委任状はコピーした上で、下線部について、すべて委任者の自筆で記入してください。代理人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

※委任状の作成日から3か月以内に窓口にお越しください。